東久留米市市民自主企画講座実施要領

1 目 的

この要領は、市民自主企画講座を開設しようとするグループ、サークル等 (以下「サークル」という)を育成するため、各サークルが企画・運営する 講座の開設に要する経費を支援し、東久留米市における生涯学習の促進と市民 相互の交流を図る事を目的とする。

2 対象

支援の対象は、次の要件に該当するサークルとする。

- (1) 生涯学習の振興奨励に関する事業を行うサークルであること。
- (2) 主に市内で月1回以上活動している自主的なサークルであること。
- (3) (2) を開催・設立しようとしているサークルであること。
- (4) 営利および特定の政治・宗教活動を目的としないサークルであること。
- 3 講座の基本的なあり方

市民自主企画講座の基本的なあり方は、次のとおりとする。

- (1) 学習内容、方法は、サークルによる、自主的な集団討議を通して決められること。(講座回数は、原則として3回までとする)
- (2) 学習内容は、歴史、教育、政治、経済、生活、芸術、教養等、継続的に学習が深められ、学習効果の期待されるものであること。(ただし実技のみの学習は除く)
- (3) 講座の運営および報告は、サークルにより行われること。
- (4) 講座は公開し、生涯学習課の事業として行うこと。
- (5) 事業を実施する上で、参加費等の徴収についてはサークルと主管である 文化協会とで事前に協議すること。
- (6) 外部講師との交渉、資料の作成はサークルが行うこと。
- (7) 講座開設経費の内、講師等謝金を予算の範囲内で支援すること。

4 講座開設の条件

市民自主企画講座の条件は、次のとおりとする。

- (1) 講座は東久留米市内に在住在勤するもの10名以上で構成されること。
- (2) 講座開設期間は、当該年度の7月1日から3月15日までとする。
- (3) 講座開設場所は、原則として公共施設を利用すること。

- 5 講師謝金の支援について
- (1) 講師謝金の支援は1回につき25,000円を限度(通訳は1回につき3,500円を限度)とし、合計額が6万円を超えない範囲とする。
- (2) (1) に係る講師謝金とは、講師に支払う謝金及び交通費を合計し、所得税を差し引いた額とする。
- 6 対象とならないサークル 他の公的機関から補助金を受けているサークル。
- 7 申請サークルの調整
- (1)目的・テーマが類似している、過去に同様のテーマを扱った、または連続 して申請しているサークルは調整すること。
- (2) 当該年度の予算を上回る申請があったときは選考し決定する。
- 8 提出書類

市民自主企画講座を希望するサークルは、東久留米市市民自主企画講座申請書(様式1号)を提出しなければならない。

9 講座開設の決定及び決定の通知

市民自主企画講座開設に当たっては、東久留米市教育部生涯学習課が決定し、市民自主企画講座決定通知(様式2号)をもって通知する。

10 実施報告

講座開講の承認を受けたサークルは、講座終了後、二週間以内に東久留米市市民自主企画講座実施報告書(様式3号)を提出しなければならない。

11 委託

本事業は東久留米市教育部生涯学習課がNPO法人東久留米市文化協会に 委託するものである。

以上